

令和6年度 第1回三郷市健康推進協議会 議事録

日時 令和6年8月21日（水）

13:15～14:00

場所 本庁舎7階 農業委員会議室

【出席者氏名】

《委員》 草薨博昭委員、飯箸真康委員、柴田千晶委員、高山美年子委員、
土橋みちよ委員、滝澤隆委員、神谷功一委員、山田加世子委員（8名）

《事務局》 益子敏幸いきいき健康部長、園田朝清いきいき健康部副部長、
大村和男いきいき健康部参事兼健康推進課長、
清水厚子健康推進課長補佐兼健康づくり係長、
須永奈々子こども家庭センター主幹兼おやこ保健係長、
八巻絢子健康推進課主幹兼地域保健係長、渡邊侑也健診予防係長、
林知望健康づくり係主任保健師、山口彬健康づくり係主任、
浅賀達也健康づくり係主任、城本華依健康づくり係管理栄養士（11名）

《傍聴人》 0名

1 開 会 大村 いきいき健康部参事

2 挨拶 草薨 協議会会長
益子 いきいき健康部長

3 議 事 草薨協議会会長（議事進行）

1) 令和5年度事業報告について

資料1 保健年報

第2章 母子保健事業について

8 母子健康手帳交付

交付時に妊婦に対し全数面談を目標に実施しているが、令和5年2月から妊婦との面談時に、出産子育て応援給付金の申請案内をしている。コロナ禍、国際情勢による物価高騰下の経済的支援として、妊娠分として5万円、出産後に児童一人につき5万円を給付するものである。出産後は乳児家庭全戸訪問時に申請案内を行っている。また、令和5年9月から、子育て世帯の移動を支援するため、出生した児童一人につき1万円分のタクシー利用券、バス回数券、ガソリン券のいずれか選択したものを支給している。令和6年4月から、妊婦に対し、同様に支給を実施している。

9 ハローベイベー教室

新型コロナウイルスの感染状況から、オンライン開催で実施していたが、令和5年6月から対面による教室を再開した。対面での教室は実際に沐浴実習や妊婦体験などを取り入れ、大変満足度が高く、多くのかたが夫やパートナーと参加している。

12 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業等

（6）年度別未熟児養育医療受給者への支援状況について、未熟児養育医療の申請時に保健師が面談を行い、母子の状況を把握し、必要な支援の調整をしている。令和5年9月から、出生時体重1,500g未満や交付を希望された場合に、リトルベビーハンドブックを渡している。これは、通常の母子健康手帳では、小さく生まれたこどもの体重や身長を記録することができなかった、発達のチェックで「できない」ばかりになってしまう等の悲しい思いをした、という保護者の意見から考案されたもので、母子健康手帳のサブブックとして活用できる。渡したかたからは大変喜ばれている。

（こども家庭センター須永主幹兼おやこ保健係長：説明）

第3章 健康増進事業について

2 健康教育

（1）年度別実施状況について、令和2年、3年度は減少していた実施回数は令和4年度から回復している。

（2）すこやかみさと出前講座による健康教育について、コロナ禍の外出自粛により身体活動量が低下したことを心配する団体が多く、ロコモ講座の要望が増えている。

（3）すこやかみさと「みさとの朝ごはん」推進事業による健康教育について、令和5年度のすこやかみさと朝ごはん事業は、成人の集団健診を受けたかたに朝食の試食を提供した。参考：バターロール、トマトポタージュスープ、メイバランス（栄養補助食品）

（八巻健康推進課主幹兼地域保健係長：説明）

第6章 地域の健康づくり事業について

2 地域の健康づくり推進事業

（1）年度別実施状況について、町会や自治会に委託し健康づくり推進委員会を中心に、健康教育等を展開していくものである。令和4年度は28町会に減少したが、令和5年度は36町会まで回復し、各町会活動がコロナ禍前に戻ってきたことを実感した。

3 母子愛育会

（2）母子愛育会について、赤ちゃんからお年寄りまで地域の人、全てを対象

とした健康づくりの手伝いをしている自主的なボランティア組織として、地域の健康教育の企画・運営など地域の状況や健康課題にあった健康づくりを行っており、今年は設立 70 周年を迎えた。各地区で開催した健康教育では市民の一般参加が昨年より増加した。

4 食生活改善推進員協議会

(4) 埼玉県食生活改善推進連絡協議会活動(自主事業)及び(5)受託事業について、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類相当に変更となったことから、令和 2 年度以降中止していた事業の再開、及び新たな事業の開始をしたため、自主事業および受託事業ともに事業数が令和 4 年度に比べて増加している。具体的には、フレイル予防料理教室や 3 世代交流料理講習会などを新たに実施した。

5 健康づくりをすすめる会 in みさと(通称 MHP)

毎月行っている全体会で協議し、ウォーキングイベントなどの健康づくりイベントの企画・運営や、市主催の講演会の補助、健康づくり協力店の調査や健康情報パンフレット等の設置依頼等を行っている。

6 埼玉県コバトン健康マイレージ及び 7 埼玉県 ALK00 マイレージ

埼玉県コバトン健康マイレージ事業では、多くのかたに利用していただくために、市内公共施設やイベント等での申し込み会を開催し 426 人の新規申し込みを受け付けた。令和 6 年 1 月からはさらに便利で使いやすく機能を充実するため、事業をリニューアルし、「コバトン ALK00 マイレージ」としてウォーキングアプリでの運用が開始されたため、歩数計を利用した埼玉県コバトン健康マイレージは令和 6 年度末で終了となった。引き続き利用が増えるよう、普及啓発に努める。

8 すこやかみさと健康体操

体操の普及講習会を定期的に行うとともに、団体等へ直接出向いたり、イベントを通じて普及活動を行っている。

(八巻健康推進課主幹兼地域保健係長：説明)

第 4 章 健康診査・がん検診等について

1 健康診査・がん検診概要

三郷市で実施している健康診査、がん検診、その他健診の集団方式と個別方式それぞれの実施人数である。

2 健康診査等

(1) 年度別実施状況について、表は特定健診や後期高齢者健診など各種健康診査の合計の受診者数を示している。新型コロナウイルス感染症の影響があった令和 2・3・4 年度と比較すると集団方式・個別方式ともに受診者数は増加している。

(2) 健康診査内訳 ①受診者数について、ア．集団方式、イ．個別方式ともに女性の受診者数が多くなっている。特に 30 歳代健康診査と特定健康診査でこの傾向が顕著である。女性の受診者が多い理由は、被扶養者が多いという社会的要因によるものと考えている。②メタボリックシンドローム判定について、腹囲および脂質・血糖・血圧のいずれかを合わせ、3 つ以上該当のかたを基準該当、2 つ該当のかたを予備軍該当としている。イ．特定健康診査においては、男性では 50%以上、女性で約 20%のかたがメタボリックシンドロームの基準または予備軍に該当している。

3 保健指導

支援終了率は、令和 6 年 6 月 30 日時点で 7.8%である。昨年度の同時期は、4.8%であり、3.0%伸びている。なお、今年の 11 月に令和 5 年度の数値が確定する。

4 がん検診

(1) 胃がん検診①年度別実施状況について、集団・個別の受診者数合計が令和 4 年度の 3,010 人から令和 5 年度 2,522 人に減少している。②検診結果について、精検受診率は令和 4 年度と比べ増加している。これは、令和 5 年度から精検受診結果の報告がない受診者に対して、通知や電話にて精検結果や受診状況の確認を行った効果と考えている。精検受診率は、胃がん検診だけでなく、肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの全てにおいて、同様の状況である。

(2) 肺がん検診について、集団・個別の受診者数合計が令和 4 年度の 9,467 人から令和 5 年度は 9,572 人に増加している。受診者増加の要因としては、健康診査受診者の多くが肺がん検診もセットで受診するため、健康診査受診者の増加に伴い、肺がん検診受診者も増加したものと考えている。

(3) 大腸がん検診について、令和 4 年度の 9,039 人から令和 5 年度は 9,054 人に増加している。受診者が増加した要因としては、肺がん検診同様に健康診査とセットで受診するかたが多いためと考えている。

(4) 乳がん検診については、集団方式の受診者数が令和 4 年度から大きく減少しており、集団方式の実施回数を 8 回から 4 回に減らしたことが影響している。そのため、個別方式で受診したかたが増加したものと考えている。

(5) 子宮がん検診についても、乳がん検診と同様の結果である。なお、乳がん検診は 41 歳のかた、子宮頸がん検診は 21 歳のかたを対象者として、無料クーポン券を送付している。また、無料クーポン券を送付後、未受診であるかたに対して利用勧奨ハガキを送付した。

6 骨粗鬆症検診

年 3 回集団方式で実施しており、令和 4 年度の 200 名から令和 5 年度は 281 名に増加しております。令和 5 年度から受診勧奨通知を送付したため受診者数

が増加した。

7 歯周疾患検診

年1回集団方式での実施である。受診者は令和4年度と同じ75名であつた。

(渡邊健診予防係長：説明)

第5章 個別予防接種事業について

1 予防接種法に基づく予防接種（A類疾病）

（1）四種混合ワクチンについて、令和5年4月1日から接種開始時期が生後2か月に前倒しになった。

（8）子宮頸がんワクチンについては、接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃したかたに対して、従来の定期接種の年齢を超えても接種を可能とした「キャッチアップ接種」を現在27歳になるかたから高校2年生相当のかたへ令和4年度から開始しており、令和6年度末で終了する予定である。令和5年4月から9価ワクチンが定期接種に追加されたことをハガキにて通知を行ったこともあり、接種数が増加した。

（14）成人男性風しんについては、年々減少していたが、令和5年度にクーポン券を送付したことにより、検査数・接種数ともに増加した。

2 予防接種法に基づく予防接種（B類疾病）

（1）高齢者肺炎球菌について、定期接種となった平成26年度から30年度、また31年度から令和5年度まで、65歳から5歳刻みのかたで、過去に接種したことのないかたを対象に実施してきたが、令和5年度末を持って終了となり、現在は主に65歳のかたを対象に実施している。

(城本管理栄養士：説明)

第7章 救急医療・休日診療／視察研修／その他について

1 救急医療・休日診療

小児時間外（初期救急）の取組みについては、医師会との委託契約となっており、令和5年度は385名の利用があり、1日あたりの利用人数は1.33名であった。また、休日診療所については同様に医師会と薬剤師会の協力のもと、令和5年度は1,232名の利用で、1日あたり17.35名の利用であった。

(城本管理栄養士：説明)

意見： 健診数の増加について、コロナの落ち着きも影響していると思われるが、それだけではなく、市が通知を1度送付しただけにとどまらず、追加の勧奨を行った成果が現れたと感じられる。

(滝澤委員)

質問： 出産前後の補助金について、周知方法はどのようになっているのか。子育て家庭にとって大きな励みになる情報であり、紹介していきたいため確認したい。

(飯箸副会長)

回答： 市独自ではなく全国的な取り組みとなる。補助の内容としては物品の提供か現金となる。今後恒久的な取り組みとして現金で支給する方向性になると思われるが、当市では当初から現金での支給としている。周知方法については、妊娠届出の際に説明しており、その他市HPでの掲載や赤ちゃん訪問の際に助産師から説明をしているため、ほとんどの対象家庭には周知できているものと考えている。

また、転入者については、市民課にチラシを設置し、こども家庭センターへの案内も実施している。(須永こども家庭センター主幹兼おやこ保健係長)

2) 令和6年度事業計画について

2-1) 組織体制の変更について

資料2-1	組織体制の変更について
-------	-------------

1 こども家庭センターの設置について

令和6年4月1日の改正児童福祉法の施行により、市町村のこども家庭センターの設置が努力義務化されたことに伴い、当市では令和6年4月1日に「こども家庭センターを設置した。

こども未来部内の子ども支援課から「こども家庭センター」へと組織名を変更し、乳幼児健康診査を含む健康推進課の母子保健事業をこども家庭センターに移管した。昨年度まで、子ども支援課内には子育て世代包括支援センターとして、「子育て支援ステーションほほえみ」が妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を実施していたが、その機能と、子ども家庭総合支援拠点の機能を見直し、新たに「こども家庭センター」として、児童福祉と母子保健を一体的に実施することで、子育て世帯に対する包括的な相談支援の体制強化を図っていく。

2 いきいき健康部の再編について

令和6年3月31日をもって新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が終了したことに伴い、令和6年4月1日から新型コロナウイルスワクチン接種対策室は健康推進課健康づくり係に編入した。また、地域保健係から母子保健事業がこども家庭センターに移管した。その他、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が今年度から開始されたことに伴い、健康寿命の延伸に向けて、成人から高齢者への健康づくり・健康診査・介護予防・介護保健事業等の部内連携体制の強化を更に図っていく。

庁内の組織体制の変更に伴い、今年度から事務室のフロアを変更し、こども家庭センターは、こども未来部のフロアである健康福祉会館3階に配置されている。健康推進課は、今までと変わらず2階に配置されているが、長寿いきがい課

や介護保険課が同じフロアへの移動があり、いきいき健康部内の連携がとりやすい配置となった。（清水健康推進課長補佐兼健康づくり係長：説明）

2-2) 健康診査・がん検診について

資料 2-2 健康診査・がん検診について

1 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

三郷市国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳のかたを対象とした特定健康診査の受診率である。令和 5 年度の受診率は、本年 11 月頃に確定する予定であり、確定前の 7 月末現在の数字となっている。資料のとおり、受診率は 37.1% となっており、令和 4 年度の確定値と比較しても 5.7 ポイント増加している。

また、特定健康診査の対象者数は、17,877 人であり、令和 4 年度（19,103 人）から 1,226 人の減である。受診者数は、6,627 人となっており、令和 4 年度の確定値と比較して 628 人増加している。なお、特定健診の受診率については、平成 29 年度の 35.1% を上回り過去最高の受診率である。

特定保健指導については、実施率が 10.2% であり、令和 4 年度の確定値と比較して、4.5 ポイント増加している。特定保健指導の対象者は、974 人であり、令和 4 年度の 880 人から 94 人の増加している。これは特定健診受診者数の増加によるものである。

2 令和 6 年度の各種健（検）診の取り組み

○健（検）診の実施体制

集団方式について、健康診査・がん検診の一日あたりの実施人数を 5 人増やし、145 人とした。実施回数については、令和 5 年度から 4 回減らして 29 回としました。令和 5 年度の集団健診で定員に空きが見られたことから、効率的な健診運営のために実施回数を見直した。

骨粗鬆症検診の実施回数については、三郷市国民健康保険被保険者の入院医療費 1 位が骨折であったことから、令和 6 年度は実施回数を 2 回増やして 5 回実施とした。

歯周疾患検診の実施回数については、令和 6 年度から対象年齢を 40 歳以上から 20 歳以上に引き下げるとともに、実施回数を 1 回増やして、2 回実施とした。

○健診の受診率向上策

令和 6 年度から受診率向上を目的として、受診費用の無料化を実施した。

受診勧奨の実施については、受診勧奨はがきを 3 回送付し、ショートメッセージ・SMS や電話での受診勧奨も実施する。いずれも昨年度より 1 か月程度前倒しして、早期の受診勧奨を実施する予定である。

周知啓発について、新たな取り組みとして、健診と同じ検査を医療機関で受診しているかたが、市に検査結果を提供した場合に 500 円の Q U O カードをプ

レゼントする。情報提供したかたは、特定健康診査の受診者と見なすことができるため、受診率向上に寄与する。その他、新たな取り組みとして、制度周知や健診申込のために健診申込のQRコードを印字した介護保険料通知用封筒を作成した。

また、国保新規加入者へ保険証を送付する際に健診案内を同封している。これは、社会保険から国民健康保険への切り替えが多い60歳以上において、県平均と比較して三郷市の特定健診受診率が低いことから、国保新規加入者の受診率向上に効果的な取り組みと考えている。

他には国保納税通知書に受診勧奨チラシを同封したり、次年度に特定健診対象となる39歳のかたに案内通知を個別送付する予定である。

特定保健指導について、新たな取り組みとして、令和6年度から個別方式においても、特定保健指導の申込を促す勧奨資材を作成し、結果と合わせて配付している。集団健診会場における取組として、医師などから声掛けをしていただくとともに、新たに会場を設け、従事する専門職を増員し、特定保健指導の対象となる見込みのかたに案内や申込受付を実施している。

がん検診について乳がん・子宮頸がん、肺がん、胃がん、大腸がん検診の受診勧奨ハガキの送付件数を大幅に増やし、受診率向上に努める。

(渡邊健診予防係長：説明)

2-3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の個別的支援事業について

資料2-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の個別的支援事業について

1 事業概要

医療保険者による保健事業が75歳で分断されてものを、効果的・効率的に進めるため、広域連合が市に高齢者保健事業の一部を委託し、市が介護予防事業と一体的に実施する事業である。

地区サロン等の通いの場など集団を対象にしたポピュレーションアプローチと、医療や介護のリスクが高いかたを対象にしたハイリスクアプローチがあるが、今年度よりハイリスクアプローチとして高齢者の個別的支援事業を開始した。

2 令和6年度の実施

南部3圏域で過去2年間に医療や介護を受けておらず、市の介護予防事業等への参加もない75歳以上かたを対象にフレイル質問票を送付し、返信の結果、健康状態が心配される方35名、そもそも返信がなかった方138名、計173名を訪問対象とした。

訪問は、8月から開始し、健康推進課、長寿いきがい課、介護保険課の保健師と社会福祉士、3圏域の地域包括支援センター職員が分担して実施している。

訪問の結果、ある程度元気なかたへは介護予防教室や通いの場の紹介を、健康状態が悪いかたへは医療受診の支援を、認知機能の低下が疑われる方へは医療受診と介護保険サービス導入への支援などを実施し、介護予防や重症化予防に取り組む。

令和7年1月には事業評価を予定している。

資料2枚目は送付したフレイル質問票の結果と訪問対象者の詳細である。

(八巻健康推進課主幹兼地域保健係長：説明)

2-4) 新型コロナワクチン接種について

資料2-4 新型コロナワクチン接種について

1 令和6年度の接種について

昨年度まで、特例臨時接種として実施していた新型コロナワクチン接種は、今年度からは予防接種法上のB類疾病の定期接種として位置づけられた。

2 概要

定期接種の対象期間は、高齢者インフルエンザと同じ令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）までとなる。

対象者も高齢者インフルエンザと同じ、①65歳以上のかた、及び②60歳以上65歳未満のかたで心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（身体障害者手帳1級と同程度）を有するかたとなる。

接種回数は期間中1回、接種間隔については、異なるワクチンとの接種間隔の規定はない。

接種方法は筋肉内注射で行い、使用ワクチンは「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含む」ワクチンとして薬事承認を受けたものになる。

自己負担額は9月定例市議会にて補正予算議決後に決定となる見込みである。また、定期接種の対象者以外のかたや定期接種対象期間以外の接種は任意接種となるため、全額自己負担となる。

予診票は、65歳以上のかたへは予診票を同封した個別通知を、9月中旬から末日にかけ送付を予定している。対象者が同じであるため、インフルエンザの個別通知と併せて一つの封筒で送付する。また、60歳から65歳未満の障害のある対象者のかたには個別通知は送付していないため、各医療機関に設置された予診票を使用して接種していただく。

(清水健康推進課長補佐兼健康づくり係長：説明)

質問： 任意接種となった場合の料金はいくらか。 (高山委員)

回答： 任意接種については、各医療機関にて設定した金額となるため、把握していない。
(清水健康推進課長補佐兼健康づくり係長)

2-5) 母子保健事業について (こども家庭センター)

資料2-5 母子保健事業について (こども家庭センター)

1 妊婦歯科健康診査

令和6年4月1日から開始しており、妊婦に対し、歯周疾患の早期発見、早産・低出生体重児等の出生の予防を図ることを目的とし、歯科健康診査を実施するものであり、三郷市歯科医師会への委託をし、指定医療機関にて実施する。

対象者はおおむね妊娠5～7か月ごろの安定期の妊婦であり、4月1日以降の妊娠届出・母子健康手帳交付時に受診券を配布し、それ以前の対象妊婦に対し、受診券を郵送している。

2 1か月児健康診査の費用助成について

令和6年8月15日から開始しており、国の令和5年度補正予算において、1か月児健康診査の費用助成が設けられたことに伴い、1か月児健康診査の費用助成を実施する。なお、従来は産科にて自己負担で実施していたものである。

対象者は、令和6年4月1日以降出生し、かつ受診日に住民票のある乳児であり、乳児に対する1か月児健康診査の費用助成を一人あたり4,000円上限として行う。健診内容は、身体発育状況、疾病及び異常の早期発見、育児指導等である。助成方法について、市内産科医療機関を受診する場合は、助成券にて助成を受けることが可能である。また、市外産科医療機関にて受診する場合は、償還払いによる助成となる。配布方法は8月15日以降の妊娠届出・母子健康手帳交付時に助成券配布開始しており、それ以外のかたに対し、助成券及び償還払いの案内を郵送している。

(須永こども家庭センター主幹兼おやか保健係長：説明)

3) 「(仮称) すこやかみさと～第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画～」の策定について

資料3 三郷市の健康づくりに関する意識調査報告書

すこやかみさと第2期三郷市健康増進・食育推進計画の実施期間が本年度までであり、現在第3期計画の策定作業を進めている。

昨年策定したデータヘルス計画から得られた、三郷市国民健康保険加入者の健診結果や診療報酬明細書等のデータ分析から、糖尿病にかかる医療費が県や国と比べて高い状況であること、メタボリックシンドロームや予備軍に該当する人が増加傾向にあること、糖尿病の指標でもあるHbA1cが8.0以上のかたの割合が女性よりも男性の方が高く、中でも50歳代が最も高い状況があるなど、健康課題が見えてきた。これらの状況から、健康寿命の延伸を阻む「糖尿病」を本市の健康課題とし

て、重点的に対策に取り組んでいく必要があると考えた。

本日は昨年度に実施した「三郷市の健康づくりに関する意識調査」について報告する。第2期計画で掲げた目標値の達成度を測るとともに市民の健康づくりに関する意識や実態を把握し、次期計画の基礎資料とするために、調査を実施した。無作為抽出した市民2,000人を対象に実施し、698件の回答をいただいた。

報告書第4章42ページ図「アンケートから見えた課題」を参照のもと説明を行う。

「たべる」について、健康日本21（第三次）に掲げられている野菜を食べる量（1日350g以上）の目標値に達している者の割合は、5.2%となっており、国の28.2%と比較しても低く、果物を食べる量（1日200g以上）の目標値に達している者の割合についても5.9%と国の18.2%と比較しても低い結果であった。体重を毎日測定し、自身が適量を食べているかどうか把握している者の割合は低く、また、BMIが「やせ」または「肥満」である者の割合は年齢によってばらつきがあった。これらの結果をふまえ、短・中期的な目標を「バランスの良い食事（内容と量）を食べている者の増加」とし、実践につながる正しい知識の普及啓発を行っていくことや、身近なところで情報が得られたり、自然とバランスの良い食事が食べられたりする食環境を整備していく必要があると考えている。

「うごく」について、運動習慣のある者の割合は若年層で低く、1日の平均歩行時間が60分以上の者の割合も特に若年女性において低い結果であった。座位時間については、10時間以上が最も多く26.5%である。特に働き世代の運動習慣、歩行時間が少ないことや座位時間が長い市民が多いことから、企業・店舗等の協力を得ながら働き世代にアプローチしていくことが必要であると考えている。国は30分に1度、少なくとも1時間に1度の立ち上がりを推奨している。

「なごむ」について、地域・社会活動の参加状況は、いずれの年代も参加していない者の割合が約7割と高い状況であった。しかしながら、地域・社会活動に参加している者の方が、相談相手が「いる」者の割合が高いことから、地域・社会活動への参加者が増加することが望ましいと考えられる。ストレス解消のために行っていることは性別によって傾向は異なっているが、「特にない」と回答した者が男性8.9%、女性4.3%となっています。このことから、喫煙や飲酒を除いたストレス解消方法をもつ者を増加させることが重要であるとする。また、睡眠時間は働く世代において5時間未満の割合が高くなっている。健康日本21（第三次）では睡眠時間は6～9時間、60歳以上は6～8時間を目標値とされている。さらに、相談窓口の周知や身近に相談できる人ができる機会や場の提供を行っていくことで、生きがいを持って生活する者を増加させることが必要であると考えている。

「まもる」について、健康診査を受けていない人は約2割、歯科検診を定期的に受けていない人は男性が約5割、女性が約3～5割弱であった。飲酒の量が適量を超えている人の割合は、男性で4割強、女性で6割程度であった。糖尿病に関し

て、健康診査を受けていない人の方が、自身の血糖値の値について「知らない」「測ったことが無い」と回答している。健康診査や歯科検診を定期的に受けることで、糖尿病の早期発見・早期治療に繋げることが重要であり、そのための環境を整えていく必要がある。また、健康診査を受けることで糖尿病についての理解を深めることに繋がると期待される。飲酒については、適正量の摂取を周知啓発することが必要で、自分の健康を守る行動がとれる人を増やしていく必要があると考える。

これらの背景から三郷市において糖尿病の発症及び重症化予防を健康課題として取り組むことが重要であると考えている。

次期計画は、国が推進する健康日本 21（第 3 次）や埼玉県が推進する「健康埼玉 21（第 2 次）」の市町村健康増進計画として策定する。計画の期間については、令和 7 年度から令和 18 年度までの 12 年間とする。また、平成 31 年 3 月に策定し推進してきた「三郷市自殺対策計画」は、次期計画からは併せて自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画としても位置づけ、本計画の「なごむ」領域に内包して策定する。

現在、策定検討部会を 6 月から開催しており、「(仮称) すこやかみさと～第 3 期健康増進・食育推進・自殺対策計画～」の各分野について庁内関係部署及び市内企業・関係団体等に参加いただき検討している。その他、各分野や自殺対策部分についてのワークショップを開催し、市民、市内企業のかたから得た意見を策定検討部会に反映し、次期計画策定を進めており、次の健康推進協議会では計画（案）について報告する予定である。（清水健康推進課長補佐兼健康づくり係長：説明）

質問： アンケート結果にあるように、市ホームページから健康情報を得にくいという内容が毎回みられるため、SNS での情報発信等わかりやすくしていただきたい。

また、ウォーキングロードや歩道の整備を望む内容があり、中央地区の高架下の活用を検討いただきたい。（神谷委員）

回答： 市のホームページや SNS のわかりやすい情報発信について、アンケートやご意見を踏まえ、今後も心掛けていく。

また、歩道環境整備について、庁内で行われる計画の推進会議において、中央地区の整備を着手すると報告を受けている。今後の会議において、ご意見があったことについて情報共有していく。（清水健康推進課長補佐兼健康づくり係長）

次の協議会の日程：令和 7 年 1 月 31 日に開催予定として連絡